



## 「あなた」の実行が子どもを守る

## 児童虐待とは

虐待は子どもに対する重大な権利侵害です。

子どもを虐待から守るためには、親の立場より何よりも「子どもの立場が最優先」されなければなりません。そして、それができるのは「あなた」と「関係機関」の連携です。

あなたのまわりに「虐待を受けたと思われる子ども」がいたら、すぐに最寄りの児童相談所や福祉事務所に連絡（通告）してください。

通告は子どもを守るためのものです。医師や公務員の「守秘義務」違反にはなりません。

また、連絡した人が特定されないように秘密は守られます。

「あなた」の実行が、子どもを虐待から守ります。



### 身体的虐待

なぐる、ける、やけどを負わせる、溺れさせるなど

### 性的虐待

性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

### ネグレクト

家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置するなど

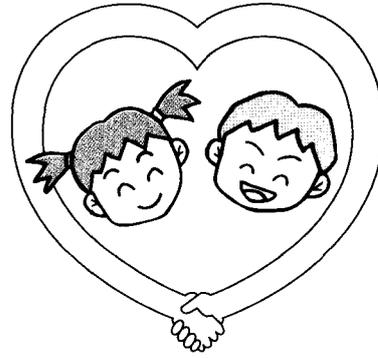
### 心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟間の差別的扱いなど

### \* これも児童虐待に当たります \*

保護者以外の同居人による虐待を放置すること（ネグレクト）

子どもの目の前でドメスティック・バイオレンスを行うこと（心理的虐待）



## 子どもを虐待から守ろう

主唱 厚生労働省・内閣府

保育所・幼稚園



児童相談所・福祉事務所



保健所・保健センター



医療機関



子育ての支援センター

1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)  
(通告は義務=権利)

2 「しつけのつもり…」は言い訳  
(子どもの立場で判断)

3 ひとりで抱え込まない  
(あなたにできることから即実行)

4 親の立場より子どもの立場  
(子どもの命が最優先)

5 虐待はあなたの周りでも起こりうる  
(特別なことではない)

「あなた」が  
ネットワークの一員です



学校

ひとりで、また一つの機関では、  
子どもを虐待から守ることはできません。  
常に子どもを中心に考え  
「あなた」も「関係機関」と連携を図りながら  
「あなた」の役割を実行してください。



民生・児童委員



警察



地域の住民



児童福祉施設



民間の相談機関